

第26期東京都自然環境保全審議会第2回温泉部会

日 時 令和5年10月17日(火)午前10時30分～
会 場 都庁第二本庁舎31階特別会議室22

会 議 次 第

1 開 会

2 議 事

審議事項

諮問第451号 渋谷区笹塚二丁目の温泉動力の装置について

諮問第452号 渋谷区笹塚一丁目の温泉掘削について

諮問第454号 杉並区和泉の温泉動力の装置について

その他

3 閉 会

【配付資料】

資料1 第26期東京都自然環境保全審議会 温泉部会委員名簿

資料2-1 諮問第451号 渋谷区笹塚二丁目の温泉動力の装置について(概要版)

資料2-2 許可基準の適合状況

資料3-1 諮問第452号 渋谷区笹塚一丁目の温泉掘削について(概要版)

資料3-2 許可基準の適合状況

資料4-1 諮問第454号 杉並区和泉の温泉動力の装置について(概要版)

資料4-2 許可基準の適合状況

資料5 三者の協議状況

参考資料1 温泉に係る地盤沈下防止対策及び適正利用について

参考資料2 温泉動力の装置の許可に係る審査基準

参考資料3 温泉掘削・動力許可に関わる井戸・湧水の取扱いについて

参考資料4 東京都における温泉の許可基準に係る指定地域

資料1

第26期東京都自然環境保全審議会 温泉部会委員名簿

令和5年10月
(敬称略)

	氏 名	役 職 名 等
委 員 ○	板 寺 一 洋	神奈川県温泉地学研究所所長
	木 川 田 喜 一	上智大学教授
	窪 田 ひろみ	(一財)電力中央研究所サステナブルシステム 研究本部上席研究員
	益 子 保	益子温泉調査事務所代表
	安 川 香 澄	(独) エネルギー・金属鉱物資源機構特命参与
臨 時 委 員	石 田 眞	東京都公衆浴場業生活衛生同業組合理事長
	布 山 裕 一	流通経済大学講師

○ : 部会長

諮問第 451 号

渋谷区笹塚二丁目の温泉動力の装置について

- | | | |
|---|-----|-------------|
| 1 | 申請者 | 高井 宏彰 |
| 2 | 目的 | 公衆浴場へ供給（浴用） |
| 3 | 申請地 | 渋谷区笹塚二丁目地内 |
| 4 | 地目 | 宅地 |

□ 温泉井戸の経緯

既設の地下水井戸の分析の結果、温泉に該当し、平成 16 年 8 月 11 日に温泉動力の装置許可（30 立方メートル／日）

□ 温泉の現況

深 度	100 メートル
静 水 位	GL-13.9 メートル
動 水 位	GL-17.0 メートル（連続揚湯試験実施時）
泉 温	16.7 °C
泉 質	泉質名なし（メタけい酸の項により温泉適合）

□ 申請する動力

出 力	3.7 キロワット
吐出口断面積	19.7 平方センチメートル
吐 出 量	190 リットル／分（全揚程 55 メートル）

□ 揚湯量

100 立方メートル／日

⇒協議の結果：55 立方メートル／日

□ 申請地の位置・概況、周辺の状況など

土 地	申請者所有
周辺概況	京王線笹塚駅から北に約 200m。周辺は住宅街。
既存源泉等（半径 1km）	あり
水道水源井戸等（半径 1km）	なし
湧 水（半径 1km）	あり

□ 他法令関係

特になし

□ 可燃性天然ガス対策

可燃性天然ガス濃度確認済み

渋谷区笹塚二丁目の温泉動力の装置に係る許可基準の適合状況

□許可の基準（温泉法第4条第1項各号）

- ・温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼさないこと（第1号）
- ・公益を害するおそれがないこと（第3号）

基準		本申請の内容
①温泉に係る地盤沈下防止対策及び適正利用について （平成17年1月17日東京都自然環境保全審議会答申） 制限距離以上を既存源泉からとること。制限距離以内に源泉が存在する場合は、揚湯量の合計が②に示される量以下であること。		制限距離：1000 m 制限距離内に他の申請地点あり
②温泉動力の装置の許可に係る審査基準 （平成10年7月1日東京都告示第724号） ・吐出口断面積：21cm ² 以下 ・揚湯量：150m ³ /日以下		吐出口断面積：19.7cm ² 考慮すべき範囲での揚湯量の合計：150m ³ /日 （⇒本申請は55m ³ /日）
③温泉掘削・動力許可に関わる井戸・湧水の取扱いについて （平成20年9月9日東京都自然環境保全審議会温泉部会決定）		
ア	配慮を要する井戸への影響： 周辺1km以内の水道水源井戸又は水道未給水地域における生活の用に供する井戸	配慮を要する井戸なし
イ	配慮を要する湧水への影響： 周辺1km以内で、重要な役割を持つとして区市町村が指定又は判断する湧水	湧水あり（渋谷区内1か所）
<p><周辺自治体からの申請に対する地下水保全に関する意見></p> <p>杉並区：地下水の涵養等の点から温泉水の揚水量について配慮願いたい。</p> <p>渋谷区：健全な水循環系や地下水環境を著しく乱すことがないよう配慮されたい。</p>		

諮問第 452 号

渋谷区笹塚一丁目の温泉掘削について

- | | | |
|---|-----|-------------|
| 1 | 申請者 | 櫻護謨株式会社 |
| 2 | 目的 | 温浴施設へ供給（浴用） |
| 3 | 申請地 | 渋谷区笹塚一丁目地内 |
| 4 | 地目 | 宅地 |

□ 掘削工事

- | | |
|---------|----------------|
| ゆう出路の口径 | 151.0～102.3 mm |
| ゆう出路の深度 | 1500 メートル |
| 施工方法 | ロータリー式垂直掘削 |

□ 利用計画（予定）

- | | |
|------|--------------------|
| 施設概要 | 温浴施設 |
| 揚湯量 | 120 立方メートル／日 |
| | ⇒協議の結果：40 立方メートル／日 |

□ 申請地周辺の状況等

- | | |
|-----------------|--|
| 土地 | 申請者所有 |
| 周辺概況 | 京王線笹塚駅から東に約 200m。周辺は住宅街や工場、商業施設等が立地する。 |
| 既存源泉等（半径 1km） | あり |
| 水道水源井戸等（半径 1km） | なし |
| 湧水（半径 1km） | あり |

□ 他法令関係

特になし

□ 可燃性天然ガス対策

噴出のおそれのある地域に該当するため、敷地境界から 8 メートル以上の離隔距離を確保する。

渋谷区笹塚一丁目の温泉掘削に係る許可基準の適合状況

□許可の基準（温泉法第4条第1項各号）

- ・温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼさないこと（第1号）
- ・公益を害するおそれがないこと（第3号）

基準		本申請の内容
①温泉に係る地盤沈下防止対策及び適正利用について （平成17年1月17日東京都自然環境保全審議会答申） 制限距離以上を既存源泉からとること。制限距離以内に源泉が存在する場合は、揚湯量の合計が②に示される量以下であること。		制限距離：1000 m 制限距離内に既存源泉等あり
②温泉動力の装置の許可に係る審査基準 （平成10年7月1日東京都告示第724号） ・揚湯量：150 m ³ /日以下		考慮すべき範囲での揚湯量の合計：150 m ³ /日 （⇒本申請は40 m ³ /日）
③温泉掘削・動力許可に関わる井戸・湧水の取扱いについて （平成20年9月9日東京都自然環境保全審議会温泉部会決定）		
ア	配慮を要する井戸への影響： 周辺1 km 以内の水道水源井戸又は水道未給水地域における生活の用に供する井戸	配慮を要する井戸なし
イ	配慮を要する湧水への影響： 周辺1 km 以内で、重要な役割を持つとして区市町村が指定又は判断する湧水	湧水あり （渋谷区内1か所）
<周辺自治体からの申請に対する地下水保全に関する意見> 杉並区：地下水の涵養等の点から温泉水の揚水量について配慮願いたい。 渋谷区：健全な水循環系や地下水環境を著しく乱すことがないよう配慮されたい。		

- ・可燃性天然ガスによる災害防止に関する基準に適合していること（第2号）

基準		本申請の内容
温泉法施行規則第1条の2各号		
ア	掘削口から敷地境界線までの水平距離が8m以上であること (規則1条の2第1号)	水平距離 8m以上
イ	火気を使用する設備を設置しないこと 火気を使用する作業をしないこと 火気の使用を禁止する旨を掲示すること (規則1条の2第2号)	火気設備を設置しない 火気作業(※)をしない 火気禁止を掲示する ※ケーシング溶接・溶断作業を除く
ウ	掘削口から水平距離8mの範囲内で、関係者以外の立入りを制限すること (規則1条の2第3号)	周囲に柵を設置し、立入りを制限する
エ	携帯型のガス測定器及び消火器を備えていること (規則1条の2第4号)	ガス測定器及び消火器を備え置く
オ	毎日1回以上、掘削口の周辺のメタンの濃度を測定し保存すること (規則1条の2第7号、第9号)	毎作業日、メタンの濃度を測定し保存する
カ	掘削に係る災害防止規定を作成し、掘削の場所に備え置くこと (規則1条の2第10号)	現場事務所に備え置く
キ	災害その他の非常の場合には、「カ」の規定に従って必要な措置を行うこと (規則1条の2第11号)	必要な措置を行う

諮問第 454 号

杉並区和泉の温泉動力の装置について

- | | | |
|---|-----|-------------|
| 1 | 申請者 | 有限会社ユノラク |
| 2 | 目的 | 公衆浴場へ供給（浴用） |
| 3 | 申請地 | 杉並区和泉地内 |
| 4 | 地目 | 宅地 |

□ 温泉井戸の経緯

既設の地下水井戸の分析の結果、温泉に該当した。

□ 温泉の現況

- | | |
|-------|-------------------------|
| 深 度 | 88 メートル |
| 静 水 位 | GL-16.3 メートル |
| 動 水 位 | GL-20.6 メートル（連続揚湯試験実施時） |
| 泉 温 | 16.5 ℃ |
| 泉 質 | 泉質名なし（メタけい酸の項により温泉適合） |

□ 申請する動力

- | | |
|--------|-------------------------|
| 出 力 | 3.7 キロワット |
| 吐出口断面積 | 19.7 平方センチメートル |
| 吐 出 量 | 220 リットル／分（全揚程 60 メートル） |

□ 揚湯量

70 立方メートル／日

⇒協議の結果：55 立方メートル／日

□ 申請地の位置・概況、周辺の状況など

- | | |
|-----------------|-------------------|
| 土 地 | 申請者所有 |
| 周辺概況 | 周辺は住宅街や幹線道路が位置する。 |
| 既存源泉等（半径 1km） | あり |
| 水道水源井戸等（半径 1km） | なし |
| 湧 水（半径 1km） | なし |

□ 他法令関係

特になし

□ 可燃性天然ガス対策

可燃性天然ガス濃度測定の結果、未検出

杉並区和泉の温泉動力の装置に係る許可基準の適合状況

□許可の基準（温泉法第4条第1項各号）

- ・温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼさないこと（第1号）
- ・公益を害するおそれがないこと（第3号）

基準	本申請の内容
①温泉に係る地盤沈下防止対策及び適正利用について （平成17年1月17日東京都自然環境保全審議会答申） 制限距離以上を既存源泉からとること。制限距離以内に源泉が存在する場合は、揚湯量の合計が②に示される量以下であること。	制限距離：1000 m 制限距離内に他の申請地点あり
②温泉動力の装置の許可に係る審査基準 （平成10年7月1日東京都告示第724号） <ul style="list-style-type: none"> ・吐出口断面積：21cm² 以下 ・揚湯量：150m³/日以下 	吐出口断面積：19.7cm ² 考慮すべき範囲での揚湯量の合計：150m ³ /日 （⇒本申請は55m ³ /日）
③温泉掘削・動力許可に関わる井戸・湧水の取扱いについて （平成20年9月9日東京都自然環境保全審議会温泉部会決定）	
ア 配慮を要する井戸への影響： 周辺1km以内の水道水源井戸又は水道未給水地域における生活の用に供する井戸	配慮を要する井戸なし
イ 配慮を要する湧水への影響： 周辺1km以内で、重要な役割を持つとして区市町村が指定又は判断する湧水	配慮を有する湧水なし
<周辺自治体からの申請に対する地下水保全に関する意見> 杉並区：地下水の涵養等の点から温泉水の揚水量について配慮願いたい。 渋谷区：健全な水循環系や地下水環境を著しく乱すことがないよう配慮されたい。	

協議の実施状況について（令和元年 12 月 17 日以降）

1 東京都からの通知について

相互の状況について確認し、基準を満たすために各々が取りうることについて話し合いを実施するよう通知（令和元年 12 月 17 日以降令和 5 年 3 月 17 日の間に 9 回実施）

2 最終報告までの経緯

令和 2 年 1 月から令和 5 年 2 月にかけて、約 10 回にわたり協議を実施。

令和 4 年 9 月頃からは、具体的な数字を提示しながら揚湯量の配分について協議を行っていた。

なお、令和 2 年 11 月に都に対して揚湯量上限の特例認可を要望されたが、認められないと回答

3 最終報告内容（要旨） 都からの通知（令和 5 年 3 月 17 日付）に対する報告

(1) 協議日時等

令和 5 年 5 月から 7 月にかけて 2 回実施

(2) 協議概要

報告者	報告要旨
高井宏彰 (第 451 号)	(協議内容) ・揚湯量の配分について (協議結果) ・栄湯 55 m ³ 、湯の楽代田橋 55 m ³ 、櫻護謨 40 m ³ で妥結 (その他意見等) ・協議を継続する意思がない
櫻護謨 株式会社 (第 452 号)	(協議内容及び協議結果) ・全 3 社の間で相互に妥協する方向で話し合いが進み、以下の内容で妥結することとなった。 ・栄湯：湯の楽：櫻護謨＝55 m ³ /日：55 m ³ /日：40 m ³ /日 (その他意見等) ・以上の結果をもって合計の揚湯量が日量 150 m ³ の範囲内に入ることになるので 3 社の協議は完了したと考える。
有限会社 ユノラク (第 454 号)	(協議内容及び協議結果) ・「栄湯 55 m ³ 、湯の楽代田橋 55 m ³ 、櫻護謨 40 m ³ 」という提案について、当社はこれを受け入れることにした。

4 協議結果

基準を満たす内容で合意に至った

温泉に係る地盤沈下防止対策及び適正利用について

平成17年1月17日 東京都自然環境保全審議会 答申

1 温泉の許可基準

温泉動力の装置の許可に係る審査基準（平成10年7月1日付東京都告示第724号）（以下「審査基準」という。）の指定地域において、温泉を掘削する場合は、地盤沈下の防止及び源泉間の相互影響への配慮の観点から、既存源泉と新規源泉の深度を比較して深い方の深度に対応した下記の制限距離以上を既存源泉からとること。

掘削深度	制限距離
500mを超える	1,000m
200mを超え500m以下	500m
200m以下	200m

ただし、既存源泉がこれらの制限距離以内に存在する状況においても、既存源泉と新規源泉の揚湯量の合計が、審査基準に規定された量以下であることを確認できる書面を提出できる場合はこの限りでない。

2 個人利用に対する指導基準

(1) 集合住宅での各戸給湯利用

源泉の一日あたりの揚湯量が、審査基準に規定された量を超えない範囲において、一世帯の一日あたりの揚湯量を0.5立方メートル以下とすること。

(2) 戸建住宅での給湯利用

一日あたりの揚湯量を10立方メートル以下とし、浴槽容量及び利用実態に応じた適正な揚湯量とすること。

3 温泉に関する情報の収集及び適正管理の検討

(1) 温泉を掘削しようとする者に対して、掘削地点の地質及び地下水に関する、更なる調査の実施と結果の報告を求めること。

(2) 報告を受けた資料を整理、解析し、温泉の適正管理に関する検討を継続して行うこと。

温泉動力の装置の許可に係る審査基準

平成10年 7月 1日 (東京都告示第 724号)
 最終改正 平成20年10月24日 (東京都告示第1339号)

地盤沈下防止の観点から、温泉法(昭和23年法律第125号)第11条第3項により準用する同法第4条第1項の規定に基づく動力装置の許可に係る審査基準を次のとおり定める。

	指定地域	吐出口断面積	一日の揚湯量
1	墨田区 江東区 北区 荒川区 板橋区 足立区 葛飾区 江戸川区	6平方センチメートル 以下	50立方メートル 以下
2	東京都の区域のうち、1に掲げる区域、八王子市の一部(一般国道411号線との交点以北の都道檜原あきる野線、その交点から一般国道20号線との交点(八王子市高尾町)までの都道八王子あきる野線、その交点から都道八王子町田線との交点までの一般国道20号線及びその交点以南の都道八王子町田線以西の区域)、青梅市、あきる野市、西多摩郡日の出町、同郡檜原村、同郡奥多摩町及び島しょ地区を除く区域	21平方センチメートル 以下	150立方メートル 以下

備考 揚湯の状況について、水量測定器及び水位計により確認できること。

温泉掘削・動力許可に関わる井戸・湧水の取扱いについて

平成20年9月9日 東京都自然環境保全審議会温泉部会決定

東京都自然環境保全審議会において審査を行う際、申請のあった地点の周囲の状況についての情報として活用するための井戸・湧水の取扱いについて、次のとおり整理する。

1 基本的な考え方

井戸、湧水があることについては、直ちに温泉法で規定されている温泉掘削が公益を害するおそれがあると認めることはできず、許可基準には抵触しない。

井戸、湧水の存在については、審査の参考として資料に記載するものである。

申請者が、許可申請時に周辺状況として必要な井戸、湧水を自ら把握するよう指導しているが、行政としても、申請者の内容を確認する上で、関係機関に照会する。

2 井戸

(1) 配慮を要する井戸

- ・申請地点の周囲1000m内にある水道事業体の水源井戸
- ・申請地点の周囲1000m内にある水道の供給を受けていない地域(未給水地域)内の生活の用に供する井戸

(2) 井戸の把握方法

申請地点に水道を供給する水道事業体に対し、文書で照会し、回答を求める。

3 湧水

(1) 配慮を要する湧水

- ・申請地点の周囲1000m内にある地域の環境の保全のため重要な役割をもつ湧水として、区市町村が地域指定又は判断している湧水

(2) 湧水の把握方法

配慮を要する湧水の有無について、区市町村に対し文書で照会し、回答を求める。

4 配慮を要する井戸、湧水への対応

(1) 温泉部会

申請された温泉掘削・動力許可が、配慮を要する井戸、湧水に対し影響を及ぼすおそれがあるか検討する。

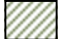

(2) 申請者への指導

温泉部会の検討結果を踏まえ、申請者に対して、配慮を要する井戸、湧水の管理者等と温泉掘削・動力設置の情報及び井戸、湧水に対する影響の把握について話し合うよう指導し、その結果について報告を求める。

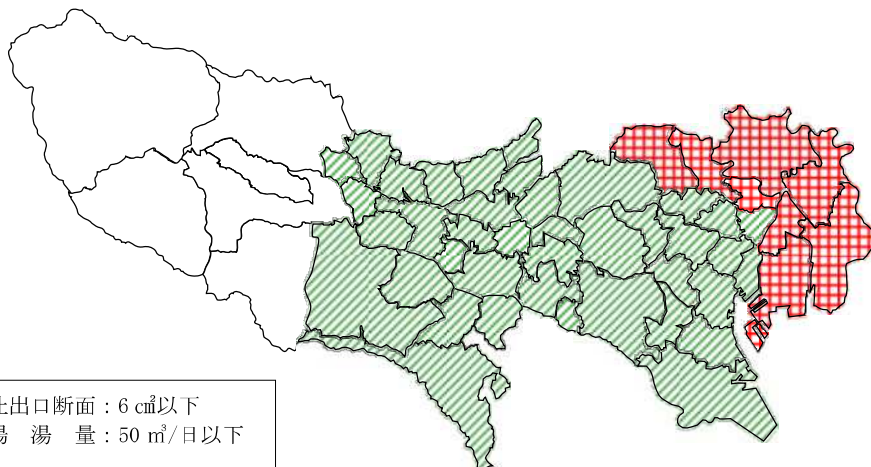
東京都における温泉の許可基準に係る指定地域


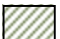
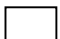
- 1 可燃性天然ガスの噴出のおそれがある場合の地域 (平成 20 年 10 月 1 日告示 1223 号)
掘削深度に制限距離を適用する地域 (平成 17 年 1 月 17 日 東京都自然環境保全審議会答申)



	可燃性天然ガスの噴出のおそれがある場合の地域、制限距離規制適用地域		規制なし (島しょ含む)
<p>東京都の区域のうち、八王子市の一部(一般国道 411 号線との交点以北の都道榑原あきる野線、その交点から一般国道 20 号線との交点(八王子市高尾町)までの都道八王子あきる野線、その交点から都道八王子町田線との交点までの一般国道 20 号線及びその交点以南の都道八王子町田線以西の区域)、青梅市、あきる野市、西多摩郡日の出町、同郡檜原村、同郡奥多摩町及び島しょ地区を除く区</p>			

- 2 温泉動力の装置の許可に係る審査基準 (平成 10 年 7 月 1 日 告示第 724 号)



	吐出口断面 : 6 cm ² 以下 揚湯量 : 50 m ³ /日以下
	吐出口断面 : 21 cm ² 以下 揚湯量 : 150 m ³ /日以下
	規制なし (島しょも含む)